

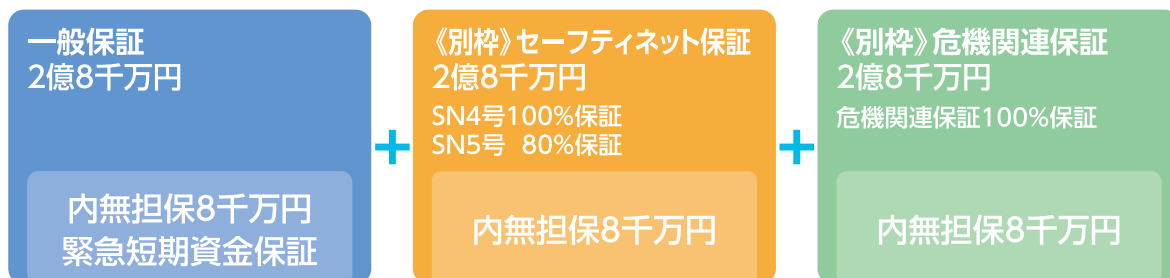
新型コロナウイルスに関連する特別号

道内の中小企業・小規模事業者の皆様を
全力でサポートします!

2019年度
保証のしるべ
臨時号 (No.667)

北海道信用保証協会の支援メニュー

お客様のご希望に合わせた支援メニューを用意しています。



当面の資金繰りを確保したい

当協会
独自制度

緊急短期資金保証

P4へ

公的保証制度を利用し、別枠もしくは調達コストを抑えて資金を確保したい

国の制度

◎経営安定関連（セーフティネット）保証
◎危機関連保証

P5-7へ

北海道の
制度

◎北海道 中小企業総合振興資金
経営環境変化対応貸付
【認定企業】（新型コロナウイルス感染症）

P8へ

札幌市の
制度

◎札幌市 一般中小企業振興資金
新型コロナウイルス対応支援資金

P9へ

経営に関する助言や指導を受けたい

当協会の
経営支援

経営課題に合わせた専門家の
アドバイスが受けられます

P10・11へ

既存借入金の返済に支障が生じており返済条件を変更したい

当協会の
相談窓口

返済条件の変更にはお客様の実情に
合わせ、柔軟に対応いたします

P3へ

特別相談窓口

新型コロナウイルスの流行に伴い影響を受ける中小企業・小規模事業者の皆様に対し、資金繰りや既にお借入されている保証付借入金の返済緩和（条件変更）等のご相談にお応えするため、「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置しております。お近くの下記保証協会窓口までご相談ください。

なお、元金据置・返済額軽減などの返済条件の変更をする際には、お客様の実情に合わせて、信用保証料のご負担に最大限配慮し、柔軟に対応いたします。

- 受付時間：月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:00

相談窓口

所 在		電話番号
フリーダイヤル ※平日は午後7時まで延長中		0120-279-540
本 店	札幌市中央区大通西14丁目1番地	011-241-2231
函 館 支 店	函館市大森町24番1号	0138-23-8425
帯 広 支 店	帯広市西3条南6丁目18番地2	0155-24-3658
北 見 支 店	北見市北8条東1丁目3番地	0157-24-5196
小 樽 支 店	小樽市稲穂2丁目22番1号 小樽市経済センター2階	0134-22-5188
旭 川 支 店	旭川市7条通13丁目59番地2	0166-24-1441
釧 路 支 店	釧路市黒金町6丁目1番地	0154-23-1361
室 蘭 支 店	室蘭市東町4丁目29番1号 室蘭市中小企業センター3階	0143-45-6001
滝 川 支 店	滝川市大町2丁目5番32号	0125-23-1201
苫 小 牧 支 店	苫小牧市表町1丁目1番13号 苫小牧経済センタービル2階	0144-33-1751

休日電話相談を受付しています。

〈受付時間〉土・日・祝日 午前9:00～午後5:00

経営金融相談
フリーダイヤル

ツナグ ゴシエン
0120-279-540

■夜間相談窓口のご案内

中小企業診断士の資格を有する職員が経営や資金繰りに関するご相談にお応えします。ご予約も可能です。

- 受付時間：午後5:10～午後7:40
- 相 談 日：毎月第1・第3火曜日（5月・11月は第2・第4火曜日）

予約・お問い合わせ先

業務部企業支援課 **011-241-5605**

緊急短期資金保証

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者の皆様に対して、喫緊の資金繰りを確保し、事業継続を後押しすることを目的とした制度です。

本保証制度については、平均月商の1ヵ月分以内の短期資金を支援するもので、期日到来時には、資金繰りに応じて長期資金への借換も可能であることから、「当面の資金繰り確保」が可能となります。また、信用保証料率については、通常料率から**10%割引**となります。

資 格 要 件	新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業・小規模事業者
保 証 限 度 額	直近決算（確定申告）の平均月商の1ヵ月以内とし、かつ、既存の保証付融資残高（根保証においては融資限度額）を含め、次の保証限度額の範囲内となります。 普 通 保 証 ： 2億円以内（組合は4億円以内） 無 担 保 保 証 ： 8,000万円以内 小口零細企業保証 ： 2,000万円以内 ※1事業者1口限りとなります。 ※最初の決算が未到来の場合、試算表等に基づく月商となります。
資 金 使 途	事業の継続に必要な運転資金 ※借換資金は対象となりません。
返 済 方 法	一括返済 ただし、保証期間到来時、中小企業・小規模事業者の資金繰りに応じて、長期資金での借換が可能です。
保 証 期 間	12ヵ月以内
貸 付 形 式	手形貸付、証書貸付
融 資 利 率	金融機関所定
担 保	必要に応じ
保 証 人	原則として法人代表者のみ
保 証 料 率	一般保証の場合 …………… 年0.40%～1.71% 小口零細企業保証の場合 …… 年0.45%～1.98% ※有担保割引、会計参与設置会社割引適用あり
責 任 共 有	一般保証の場合 …………… 責任共有対象 小口零細企業保証の場合 …… 責任共有対象外
取 扱 期 間	令和2年1月29日（水）保証申込受付分から令和3年1月29日（金）保証承諾分まで

併用可能な地方公共団体の制度融資

北海道中小企業総合振興資金融資

一般経営資金 小規模企業貸付（小口を含む）

札幌市一般中小企業振興資金

- ① 産業振興資金（短期サポート特別枠に限る） ② 小規模事業資金 ③ 小口資金
④ 新型コロナウイルス対応支援資金

経営安定関連(セーフティネット)保証4号

特定地域の災害その他突発的な事由により経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者に対し、その経営の安定に必要な資金調達を支援する国の保証制度です。

資 格 要 件	北海道内に事業所を有し、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業・小規模事業者 ※セーフティネット4号の認定書が発行を受けた中小企業・小規模事業者
保 証 限 度 額	通常の保証限度額とは別枠でご利用いただけます。 普 通 保 証 : 2億円以内(組合は4億円以内) 無 担 保 保 証 : 8,000万円以内 無担保無保証人保証 : 2,000万円以内 経営安定関連(セーフティネット)保証、災害関係保証(東日本大震災および危機関連保証の対象となった災害に限る)、東日本大震災復興緊急保証と合算して5億6,000万円以内
資 金 使 途	経営の安定に必要な資金(運転資金・設備資金)
返 済 方 法	一括返済または分割返済
保 証 期 間	定めなし
貸 付 形 式	手形貸付、証書貸付
融 資 利 率	金融機関所定
担 保	必要に応じ
保 証 人	原則として法人代表者のみ
保 証 料 率	年0.60%~0.88% ※会計参与設置会社割引適用あり
責 任 共 有	責任共有対象外

認定基準

- 北海道内で1年間以上継続して事業を行っていること。
- 新型コロナウイルス感染症の流行に起因して、その影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して**20%以上減少**しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して**20%以上減少**することが見込まれること。

※認定の手続きは市区町村が窓口となります。

認定申請書例

経営安定関連(セーフティネット)保証5号

全国的に業況が悪化している業種を営み、経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者に対し、その経営の安定に必要な資金調達を支援する国の保証制度です。

資 格 要 件	北海道内に事業所を有し、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業・小規模事業者 ※セーフティネット5号の認定書が発行を受けた中小企業・小規模事業者
保 証 限 度 額	通常の保証限度額とは別枠でご利用いただけます。 普 通 保 証 : 2億円以内(組合は4億円以内) 無 担 保 保 証 : 8,000万円以内 無担保無保証人保証 : 2,000万円以内 経営安定関連(セーフティネット)保証、災害関係保証(東日本大震災および危機関連保証の対象となった災害に限る)、東日本大震災復興緊急保証と合算して5億6,000万円以内
資 金 使 途	経営の安定に必要な資金(運転資金・設備資金)
返 済 方 法	一括返済または分割返済
保 証 期 間	定めなし
貸 付 形 式	手形貸付、証書貸付
融 資 利 率	金融機関所定
担 保	必要に応じ
保 証 人	原則として法人代表者のみ
保 証 料 率	年0.51%~0.75% ※会計参与設置会社割引適用あり
責 任 共 有	責任共有対象

認定基準

- (イ) 指定業種に属する事業を行っており、最近3カ月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して**5%以上減少**している中小企業者。
- (ロ) 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が**20%以上上昇**しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

※認定の手続きは市区町村が窓口となります。

認定申請書例

認定申請書(例)のイメージ。申請書には事業者の基本情報、売上・原価の計算式、認定基準の該当状況などが記載されている。

危機関連保証

突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により著しい信用収縮が生じた中小企業者に対して資金調達支援を行い、中小企業者の事業継続や経営の安定を図ることを目的とした保証制度です。

資 格 要 件	北海道内に事業所を有し、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業・小規模事業者 ※危機関連保証の認定書の発行を受けた中小企業・小規模事業者
保 証 限 度 額	通常の保証限度額とは別枠でご利用いただけます。 普 通 保 証 : 2億円以内(組合は4億円以内) 無 担 保 保 証 : 8,000万円以内 無担保無保証人保証 : 2,000万円以内 経営安定関連(セーフティネット)保証、災害関係保証(東日本大震災および危機関連保証の対象となった災害に限る)、東日本大震災復興緊急保証と合算して5億6,000万円以内
資 金 使 途	経営の安定に必要な資金(運転資金・設備資金)
返 済 方 法	原則として均等分割返済
保 証 期 間	10年以内(据置期間は2年以内)
貸 付 形 式	手形貸付、証書貸付
融 資 利 率	金融機関所定
担 保	必要に応じ
保 証 人	原則として法人代表者のみ
保 証 料 率	年0.60%~0.80% ※会計参与設置会社割引適用あり
責 任 共 有	責任共有対象外
取 扱 期 間	令和2年2月1日~令和3年1月31日

認定基準

- (イ) 金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、資金調達が必要となっているもの。
- (ロ) 新型コロナウイルス感染症が流行していることに起因して、原則として最近1ヵ月間の売上高等が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2ヵ月間を含む3ヵ月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること。

※認定の手続きは市区町村が窓口となります。

認定申請書例

The form is a detailed application for the Crisis-Related Guarantee. It includes fields for the applicant's name, address, and contact information. There are also sections for the business's name, industry, and a declaration of the financial difficulties caused by the COVID-19 pandemic. The form is designed to be filled out by the business owner or representative and submitted to the local government (city/town/village) for certification.

北海道 中小企業総合振興資金 経営環境変化対応貸付 【認定企業】(新型コロナウイルス感染症)

北海道では、新型コロナウイルス感染症の流行により、経営に影響を受けている中小企業者等を支援するため、資金支援として中小企業総合振興資金(経営環境変化対応貸付【認定企業】(新型コロナウイルス感染症))を実施しています。

なお、令和2年4月1日より、新たな制度(短期資金)の創設も予定していますので、詳しくは、北海道のホームページにてご確認ください。

融 資 対 象	1.セーフティネット保証4号の認定を受けた中小企業者等 2.セーフティネット保証5号の認定を受けた中小企業者等 3.危機関連保証の認定を受けた中小企業者等 4.影響を受けた事業者であって、道が定める要件(売上高減少)に該当する中小企業者等
資 金 使 途	事業資金(道制度融資の借換に要する資金を含む)
融 資 金 額	2億円以内
融 資 期 間	10年以内(うち据置3年以内)
融 資 利 率	《固定金利》5年以内 年1.0%、10年以内 年1.2% 《変動金利》年1.0%(融資期間が3年を超えるものに限る)
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによる。
信 用 保 証	すべて信用保証協会の保証付きとする。
保 証 料 率	対象1.SN4号 年0.48%~0.70% 対象2.SN5号 年0.41%~0.60% 対象3.危機関連 年0.48%~0.70% 対象4.経営状況に応じて 年0.45%~1.90% (信用保証協会の定める要件に該当する場合は、0.1%又は0.2%割引く)
融資取扱期間	令和2年1月29日から令和3年1月31日
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店 農林中央金庫・商工組合中央金庫の道内支店、信用金庫、信用組合

申込方法

申込みに必要な書類は、次のとおりです。

- ①申込書(あっせん申込)、②申込書(直接申込)、③調書、
- ④最近2カ年分の決算書、⑤法人の場合は商業登記簿謄本又は登記事項証明書、⑥設備資金の場合は見積書又は契約書、⑦「特定中小企業」「特例中小企業」の認定書

※融資対象1~3は、②に④~⑦を添付のうえ、取扱金融機関に直接申し込みができます。

※融資対象4は、①に③~⑥を添付のうえ、地元の商工会議所又は商工会等に「融資あっせん」の申し込みをしてください。

【新型コロナウイルス感染症に係る経営・金融特別相談室】

●経済部地域経済局中小企業課 電話 **011-204-5346** (3月7日から土日祝日対応)

●各(総合)振興局商工労働観光課、後志総合振興局小樽商工労働事務所(※)

※連絡先(電話番号)は、北海道のHP(経済部地域経済局中小企業課)にて確認してください。

札幌市 一般中小企業振興資金 新型コロナウイルス対応支援資金

札幌市では、新型コロナウイルス感染症の流行による影響を受け、厳しい経営環境に置かれている市内の中小企業者等に対し、資金調達の円滑化と返済財源の負担軽減を図るため、「新型コロナウイルス対応支援資金」を創設しました。

融 資 対 象	1.新型コロナウイルス感染症の流行により直接または間接の影響を受け、原則として最近1ヵ月間の売上高等が前年同月比10%以上減少しており、かつその後2ヵ月間を含む3ヵ月間の売上高等が前年同期比10%以上減少することが見込まれる中小企業者等 2.セーフティネット保証4号の認定を受けた中小企業者等 3.危機関連保証の認定を受けた中小企業者等
融 資 限 度 額	1億円
資 金 使 途	運転資金 設備資金(市内の設備投資に限る)
融 資 期 間	10年以内(うち据置2年以内)
返 済 方 法	分割返済 ただし、融資期間1年以内の場合は、一括返済とすることができる。
融 資 利 率	年1.00%以内
信 用 保 証	信用保証協会の保証付とする。
保 証 人	法人は必要に応じて要、個人は不要とする。
担 保	必要により担保を徴する。
保 証 料 率	融資対象1.経営状況に応じて 年0.40%~1.90% 融資対象2.SN4号 年0.86%~0.88% 融資対象3.危機関連 年0.80% (信用保証協会の定める要件に該当する場合は0.1%または0.2%割引く)
保 証 料 補 給	信用保証料の2分の1以内の補給があります。
取 扱 金 融 機 関	札幌市内の金融機関各店舗 ※詳細は札幌市中小企業融資制度のHPでご確認ください。
融 資 取 扱 期 間	令和2年2月10日から令和3年3月31日 ※緊急短期資金保証ならびに危機関連保証を併用の場合、令和3年1月29日まで

申込方法

融資の申込にあたっては、上記の「融資対象」に該当することについて、札幌市の認定を受けることが必要となりますので、下記の「認定申請受付窓口」に認定申請書を提出し、認定書の交付を受け、融資を希望する金融機関にお申し込みください。

相談・申請受付窓口

札幌中小企業支援センター

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目
北海道経済センタービル2階

電話：011-200-5511

FAX：011-200-4477



経営支援が必要な方へ

■経営支援メニューのご案内

当協会をご利用いただいている方、または申込予定の方は、以下のような経営支援等が無料で受けられます。ご希望の方はお近くの保証協会窓口（P3記載）までご連絡ください。

経営改善支援事業

▶▶ 専門家派遣



① 最大10回（10日）のアドバイス

最大10回（10日）の中でさまざまな経営課題に関するアドバイスを受けられます。

② 「まずはちょっとだけ」でもOK

「まずは短期間、話を聞きたい」「1課題のみでいい」等、さまざまなニーズに対応します。

③ 最適な専門家を選任

派遣する専門家は当協会にて選任しますので、お客さまご自身で探す手間を省くことができます。

 ヒト	 モノ	 カネ	 情報
●接客指導方法 ●人材育成方法	●製造工程改善 ●商品レイアウト ●販促方法	●資金繰り改善 ●補助金・助成金活用	●HP・SNS活用 ●マニュアル整備
etc...			

※専門家派遣を行った翌年度に当協会職員にてフォローアップをいたします。

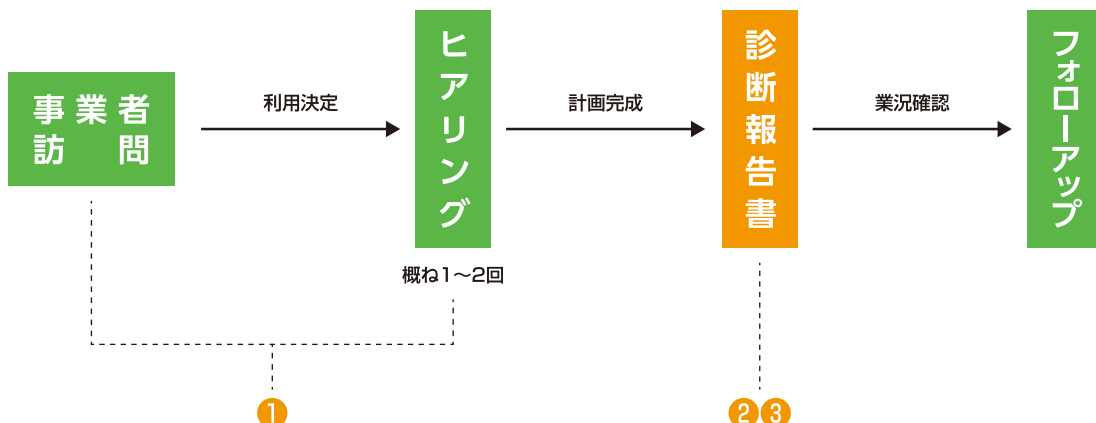
▶▶ 経営診断



① 当協会を選任した専門家を派遣し、お客さまの経営課題等を確認します。

② お客さまから確認した内容を診断結果として取りまとめ、報告書としてお渡しします。

③ 報告書は、今後のお客さまの経営の参考資料としてご活用ください。

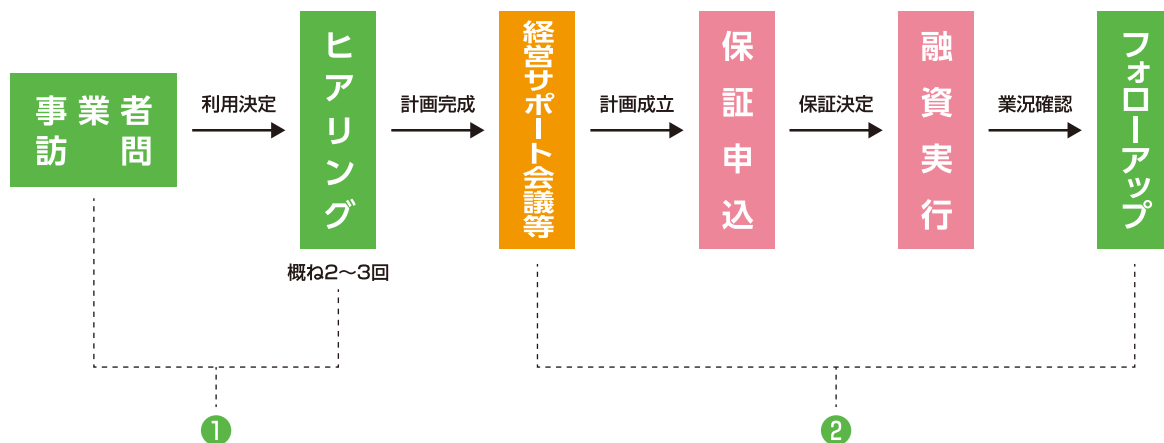


▶▶ 経営改善計画策定支援



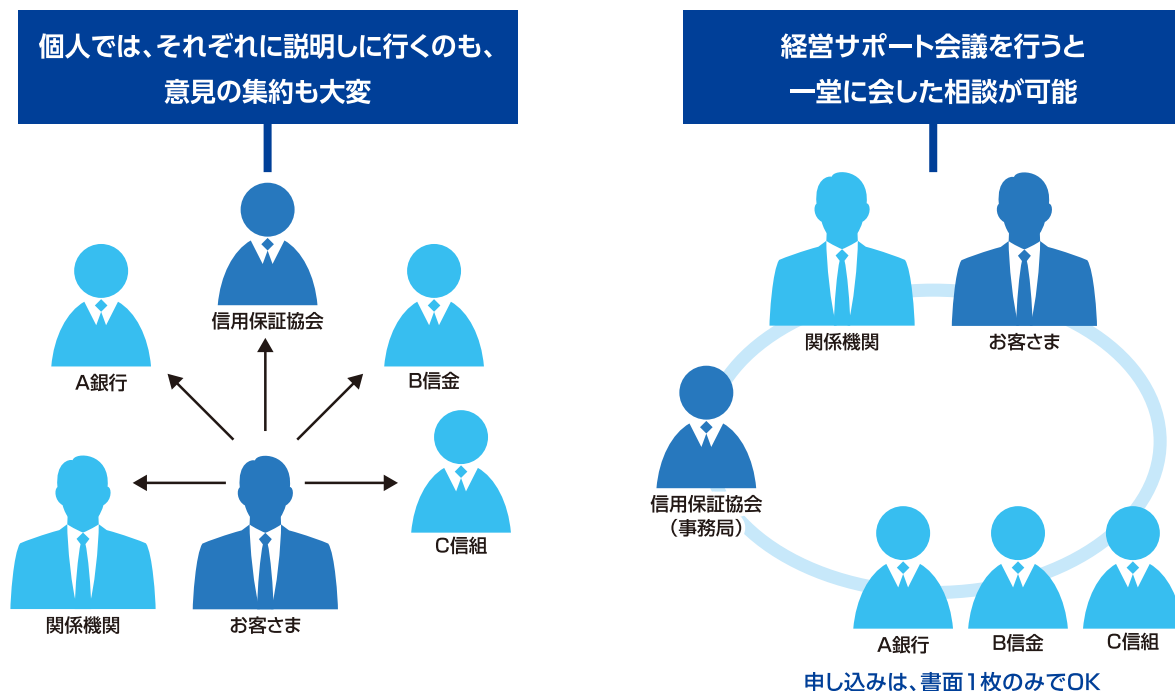
- ① 経営状況を把握したうえで、経営安定のために借入を行う必要があると当協会が判断したお客さまに対し、経営改善計画の策定支援を行います。
- ② 経営サポート会議等(下記をご覧ください)にて経営改善計画を説明し、取引金融機関の合意を得たうえで、金融支援を行います。

※ただし、ケースによってはお客さまのご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。



経営サポート会議

取引金融機関等の関係機関が一堂に会し、必要な経営支援と金融支援について意見交換を行う会議です。



〈ご利用メリット〉

- 関係機関が一堂に会することから、それぞれの機関に相談を行う手間が省けます。
- 関係機関が一堂に会し意見交換を行うことで、よりの確なアドバイスを受けることができます。
- 保証協会が会議開催の日程調整を行うため、お客さまの負担軽減につながります。

〈活用の場〉

下記のような場合に、ご活用していただいています。

- 創業計画や経営改善計画の説明
- 新規借入の相談
- 返済条件の見直しの相談
- 経営支援等の相談

お問い合わせ先のご案内

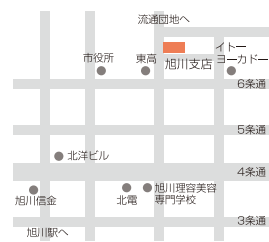
本店

060-8670
札幌市中央区大通西14丁目1番地
TEL : 011-241-2231
FAX : 011-221-1085



旭川支店

070-8691
旭川市7条通13丁目59番地2
TEL : 0166-24-1441
FAX : 0166-25-5649



函館支店

040-8691
函館市大森町24番1号
TEL : 0138-23-8425
FAX : 0138-23-8471



釧路支店

085-8691
釧路市黒金町6丁目1番地
TEL : 0154-23-1361
FAX : 0154-23-1364



帯広支店

080-8691
帯広市西3条南6丁目18番地2
TEL : 0155-24-3658
FAX : 0155-24-3661



室蘭支店

050-8691
室蘭市東町4丁目29番1号
(市中小企業センター3階)
TEL : 0143-45-6001
FAX : 0143-45-7818



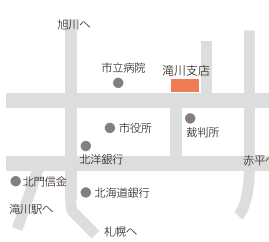
北見支店

090-8691
北見市北8条東1丁目3番地
TEL : 0157-24-5196
FAX : 0157-24-5191



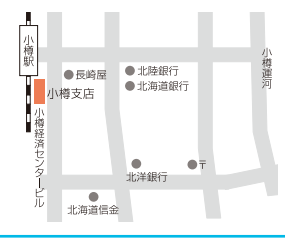
滝川支店

073-8691
滝川市大町2丁目5番32号
TEL : 0125-23-1201
FAX : 0125-22-1360



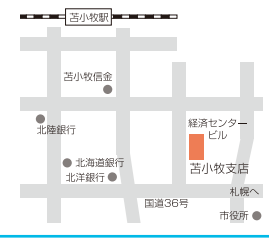
小樽支店

047-8691
小樽市稲穂2丁目22番1号
(小樽経済センター2階)
TEL : 0134-22-5188
FAX : 0134-22-5918



苫小牧支店

053-8725
苫小牧市表町1丁目1番13号
(苫小牧経済センタービル2階)
TEL : 0144-33-1751
FAX : 0144-32-3915



経営金融相談専用ダイヤル

道内の中小企業経営者の皆さまの経営・金融相談をお受けしております。ご相談は無料です。お気軽にご利用ください。

ツナグ ゴシエン
0120-279-540

フリーダイヤルがご利用いただけない場合は、本店・業務部企業支援課011-241-5605をご利用ください。

連絡所 (次の市町村の商工会議所、商工会内にあります)

- ・本店…江別、恵庭
- ・函館…北斗、江差、森、八雲
- ・帯広…本別、清水、幕別
- ・北見…北見(留辺蘂)、網走、紋別、遠軽、斜里
- ・小樽…岩内、倶知安、余市
- ・旭川…留萌、稚内、名寄、富良野、士別、上川
- ・釧路…根室、白糠、厚岸
- ・室蘭…伊達
- ・滝川…岩見沢、深川、美唄、芦別
- ・苫小牧…浦河、白老、新ひだか

ご注意ください

信用保証協会をご利用のお客様へ

- 最近、悪質な仲介業者等、いわゆる金融あっせん屋が保証申し込みにあたって、あっせんを行った手数料等の名目で、不法な報酬を要求する事例が発生しています。信用保証協会においては、保証にあたって所定の信用保証料以外は、手数料、入会金、あっせん料、仲介料等は一切いたっておりません。
- 監督官庁および警察庁の指導により、第三者が介入、または相談窓口が認めた方以外の第三者が同席する案件には、応じられないことになっております。
- 反社会的勢力は信用保証の対象となりません。ご利用にあたって、ご不審な点がありましたら最寄りの信用保証協会へご連絡ください。

北海道信用保証協会
http://www.cgc-hokkaido.or.jp/



郵便番号 060-8670 札幌市中央区大通西14丁目1番地
電話 (011) 241-2535
FAX (011) 261-8923

※お体の不自由なお客様へ
職員がお手伝いいたしますので来店時は事前にご連絡ください。

2020年3月発行